

# 給与支払報告書 にかかると特別徴収 にかかると特別徴収 にかかると特別徴収

処理年度 1.現年度 2.新年度 3.両年度

東かがわ市長 殿

年 月 日

給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	名 称 (氏 名)											特別徴収義務者 指 定 番 号				
	所 在 地											電 話 番 号				
	個人番号又は 法人番号														担当課・氏 名	

給与所得者に異動があった場合は、翌月10日までに必ず提出してください。 \*非課税の方、未徴収税額がない方も忘れずにご提出ください。

給 与 所 得 者	宛番号											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の 事 由	異動後の未徴収税額 (ウ)の徴収方法	1月1日以降 退職時までの 給 与 支 払 額	
		個人番号																	
	フリガナ												月から 月まで				1.退職 2.転勤 3.休職 4.長欠 5.死亡 6.その他 ( )	1.一括徴収 欄も記入してください。	円
	氏 名	旧姓 ( )										円		円	年 月 日		2.特別徴収継続 欄も記入してください。	社会保険料額	
	現住所	給与の支払を受けなくなった後の住所												円			3.普通徴収 (理由 )	円	

給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記入してください。

給与または 退職手当等の 支払予定月日	一括徴収予定額		一括徴収した税額は 月分( 月 日納期限)で納入します。
	支払予定日ごとの 徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)	
	円	円	*退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、5月31日までの間に支払われる予定の給与又は退職手当等が残税額を超えるときは必ず一括徴収してください。(地方税法第321条の5第2項)
	円		

## 新しい勤務先での特別徴収届

月割額 円を 月分から徴収する よう連絡済です。	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	フリガナ											特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規)			
		名 称															
		所 在 地	〒 -														
		個人番号又は 法人番号													電 話 番 号		